

# 特記仕様書集

平成 20 年 4 月 1 日  
川崎市水道局

## 目 次

1	建設副産物に関する共通事項特記仕様書	1 頁
2	川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（東扇島中継ヤード）	3 頁
3	川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（土質改良プラント）	4 頁
4	川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（浮島指定処分地）	6 頁
5	川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書（建設資源広域利用センター）	8 頁
6	一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書	9 頁
7	一般土木請負工事アスファルトコンクリート塊処理特記仕様書	10 頁
8	一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書	11 頁
9	一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書	12 頁
10	一般土木請負工事建設発生木材処理特記仕様書	13 頁
11	過積載特記仕様書	14 頁
12	環境対策費特記仕様書	15 頁
13	防食テープ覆装工事特記仕様書	16 頁
14	舗装工事出来形管理特記仕様書	22 頁
15	簡易排水設備設置工特記仕様書	25 頁
16	工事記録写真電子納品特記仕様書	26 頁

## 1. 建設副産物に関する共通事項特記仕様書

(共通事項)

第1条 請負者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め、各1部提出する。また、工事完了後速やかに計画の実施状況(実績)について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

- ・再生資源利用計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
  - ① 1,000m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事
  - ② 500トンの以上の砕石を搬入する工事
  - ③ 200トンの以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ・再生資源利用促進計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
  - ① 1,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事
  - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200トンの以上搬出する工事
- ・再生資源利用実施書の作成対象工事  
最終請負金額100万円(消費税を含む)以上の工事
- ・再生資源利用促進実施書の作成対象工事  
最終請負金額100万円(消費税を含む)以上の工事

2 請負者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。その内容は建設廃棄物の種類別特記仕様書で定める。なお、建設廃棄物の処分にあたり、請負者(排出事業者)は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

なお、建設廃棄物とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストなどをいう。

3 請負人は、建設廃棄物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理する。

なお、処理を委託する場合には、次の各号に留意すること。

- (1) 運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約し、契約書の写しを施工計画書に添付するとともに、契約内容を適切に履行するよう指導監督すること。
- (2) 産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの写し(直行用の場合は、A票・B2票・D票、積替用の場合は、A票・B2票・B4票・B6票・D票)を監督員に提出しなければならない。
- (3) 建設廃材再生資源化施設として川崎市に登録された工場に搬入した場合、アスコン塊、セメコン塊、路盤廃材については、マニフェスト(直行用の場合は、A票・B2票・D票、積替用の場合は、A票・B2票・B4票・B6票・D票)を監督

員に提示するとともに、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、交付日時を記録した確認帳票を作成して監督員に提出することで、前号の規定に替えることができる。

(特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告)

第2条 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第18条一第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了し再資源化等報告書を発注者に報告するときには、リサイクル法等に基づく再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものをいう。

## 2. 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

### (東扇島中継ヤード)

#### (建設発生土の搬入先)

第1条 本工事から発生する建設発生土については、「東扇島中継ヤード」(川崎区東扇島82番・84番地内)に搬入する。

2 請負者は、川崎市建設副産物取扱要綱、同要領及び同基準に定める事項を遵守するものとする。

#### (建設発生土の運搬)

第2条 請負者は、建設発生土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。

2 請負者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

#### (東扇島中継ヤードの利用上の注意点)

第3条 請負者は、事前に東扇島中継ヤードの開業日、受付時間、雨天時の開場等を確認してから搬入するものとする。

2 請負者は、受付に搬入整理券を渡し、土砂の確認を受け、搬入が認められたときは、係員から搬入整理券の半券を受取り、その指示に従い積降すものとする。

3 請負者は、搬入が認められたものでも積降し中に建設発生土の中に受入基準に適合しないもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)が発見された場合には、請負者の責任において撤去するものとする。

#### (検査等)

第4条 請負者は、搬入整理券の交付を受けたとき、すべての搬入整理券に所定の事項を記入して、監督員に提示し、確認を受けるものとする。

2 請負者は、本工事に交付された搬入整理券を他の工事に使用してはならない。

3 請負者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに「搬入整理券」を提示し、報告するものとする。

4 請負者は、工事完成検査のとき、搬入整理券半券を検査員に提示するものとする。

### 3. 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

#### (土質改良プラント)

##### (改良土の使用)

- 第1条 本工事で使用する埋戻土については、「川崎市土質改良プラント(以下「土質改良プラント」という。)(宮前区潮見台20番1号)で生産された改良土を使用する。
- 2 当該改良土は、本工事から発生する建設発生土を原料土とする。
  - 3 土質改良プラントへの建設発生土の搬入量と改良土の搬出量は同量とする。
  - 4 請負者は、川崎市建設副産物取扱要綱、同要領及び同基準に定める事項を遵守するものとする。

##### (原料土・改良土の運搬)

- 第2条 請負者は、原料土又は改良土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。
- 2 請負者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

##### (土質改良プラントの利用上の注意点)

- 第3条 請負者は、事前に土質改良プラントの開業日、受付時間、雨天時の開場等を確認してから搬入するものとする。
- 2 請負者は、原料土の搬入又は改良土の搬出をする際は、受付に搬入・搬出整理券を渡し、搬出入が認められたときは、係員から搬入・搬出整理券の半券を受取り、その指示に従い積降し又は積込むものとする。
  - 3 請負者は、搬入が認められたものでも積降し中に建設発生土の中に受入基準に適合しないもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)が発見された場合には、請負者の責任において撤去するものとする。

##### (検査等)

- 第4条 請負者は、搬入・搬出整理券の交付を受けたとき、すべての搬入・搬出整理券に所定の事項を記入して、監督員に提示し、確認を受けるものとする。
- 2 請負者は、本工事に交付された「搬入・搬出整理券」を他の工事に使用してはならない。
  - 3 請負者は、監督員から工事途中で搬出入状況について確認を求められたときは、速やかに搬入・搬出整理券を提示し、報告するものとする。
  - 4 請負者は、工事完成検査のとき、搬入・搬出整理券半券を検査員に提示するものとする。
- 第5条 請負者は「搬入・搬出整理券」の交付を受けたとき、すべての搬入出整理券に所定の事項を記入して、監督員に提示し、確認を受けなければならない。
- 2 請負者は、監督員から工事途中で搬入出状況について確認を求められたときは、速やかに搬入出整理券を提示し、報告しなければならない。
  - 3 請負者は、工事完成検査のとき、「搬入・出整理券」を検査員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第6条 請負者は、川崎市建設副産物取扱要綱及び同要領並び同基準に定める事項を遵守しなければならない。

2 請負者は、本工事に交付された「搬入・出整理券」を他の工事に使用してはならない。

3 請負者は、搬入出に際し、道路交通法を遵守しなければならない。

附記

(1) 受入料金

建設発生土受入の承認を受けた請負者は、納入通知書により別に定める受入料金を原則として指定する期間内に納入しなければならない。

(2) 履行遅滞に係わる延滞金

建設発生土の受入の承認を受けた請負者は、受入料金を納入期日までに納入しないときは、川崎市建設副産物取扱要領の規定に基づき、延滞金を徴収される。

## 4. 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

### (浮島指定処分地)

#### (建設発生土の搬入先)

- 第1条 本工事から発生する建設発生土については、「浮島指定処分地」(川崎区浮島町523・1番地先)に搬入する。
- 2 請負者は、川崎市浮島指定処分地建設発生受入要綱、同要領及び同検定試験実施要領に定める事項を遵守するものとする。

#### (建設発生土の運搬)

- 第2条 請負者は、建設発生土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。
- 2 請負者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

#### (浮島指定処分地の利用上の注意点)

- 第3条 請負者は、事前に浮島指定処分地の開業日、受付時間、雨天時の開場等を確認してから搬入するものとする。
- 2 請負者は、受付に搬入整理券を渡し、土砂の確認を受け、搬入が認められたときは、係員から搬入整理券の半券(建設発生土受入済証)を受取り、その指示に従い投入するものとする。
- 3 請負者は、搬入が認められたものでも積降し又は投人中に建設発生土の中に受入基準に適合しないもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)が発見された場合には、請負者の責任において撤去しなければならない。

#### (検査等)

- 第4条 請負者は、搬入整理券の交付を受けたとき、すべての搬入整理券に所定の事項を記入して監督員に提示し、確認を受けるものとする。
- 2 請負者は、本工事に交付された搬入整理券を他の工事に使用してはならない。
- 3 請負者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに搬入整理券を提示し、報告するものとする。
- 4 請負者は、工事完成検査のとき、搬入整理券半券を検査員に提示するものとする。

#### 第5条 検査等

- (1) 請負者は「搬入整理券」の交付をうけたとき、全ての「搬入整理券」に所定の事項を記入して、監督員に提示し、確認を受けなければならない。
- (2) 請負者は、監督員から工事途中で搬入状況について確認を求められたときは、速やかに「搬入整理券」を提示し、報告しなければならない。
- (3) 請負者は、工事完成検査のとき、「搬入整理券」を検査員に提示しなければならない。

#### 第6条 遵守事項

- (1) 請負者は、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱及び同要領並び同検定試験実

施要領に定める事項を遵守しなければならない。

(2) 請負者は、本工事に交付された「搬入整理券」を他の工事に使用してはならない。

(3) 請負者は、搬入に際し、道路交通法を遵守しなければならない。

#### 附記

##### (1) 受入料金

建設発生土受入の承認を受けた請負者は、納入通知書により別に定める受入料金を原則一として指定する期間内に納入しなければならない。

##### (2) 履行遅滞に係わる延滞金

建設発生土の受入の承認を受けた請負者は、受入料金を納入期日までに納入しないときは、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱の規定に基づき、延滞金を徴収される。

## 5. 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

### (建設資源広域利用センター)

#### (建設発生土の搬入先)

第1条 本工事から発生する建設発生土については、(株)建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）の管理する受入地に搬入する。

#### (UCR利用の手続き)

第2条 請負者は、UCRに土砂搬入申込書に必要な書類を添付して提出し、手数料を支払い、土砂搬入管理券の交付を受け、UCRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬入する。

#### (UCR受入地の利用上の注意点)

- 第3条 UCR受入地へ搬出できる建設発生土は、受入地毎の建設発生土受入基準に適合したものであること。
- 2 搬出量に係らず、UCRが定める土質試験を搬入前に実施し、その結果をUCRに通知するものとする。詳細は「UCR受入地利用案内」による。
  - 3 搬出条件は、「UCR受入地利用案内」による。なお、搬入手続き等は監督員の指示による。
  - 4 発注者の設計変更等による土量の増減がある場合以外は、UCRの規定により土砂搬入管理券の枚数は変更はしない。

#### (検査等)

- 第4条 請負者は、土砂搬入管理券の交付を受けたとき、すべての土砂搬入管理券に所定の事項を記入して、監督員に提示し、確認を受けるものとする。
- 2 請負者は、本工事に交付された土砂搬入管理券を他の工事に使用してはならない。
  - 3 請負者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに土砂搬入管理券を提示し、報告するものとする。
  - 4 請負者は、丁寧完成検査のとき、土砂搬入管理券を検査員に提示するものとする。

#### (特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告)

- 第5条 請負者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第18条一第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了し再資源化等報告書を発注者に報告するときには、リサイクル法等に基づく再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。
- なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものをいう。

## 6. 一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書

### (処理方法)

第1条 本工事から発生するコンクリート塊は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

### (処理計画)

第2条 請負者は、施工計画書にコンクリート塊の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名(産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。)を、また「指定工場」の名称(産業廃棄物処分量の許可番号を含む。)、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

### (取り壊し条件)

第3条 コンクリート塊の取り壊しは、径30cm未満の大きさに破砕すること。

### (運搬経路)

第4条 請負者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

### (運行管理)

第5条 請負者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (検査等)

第6条 請負者は、工事完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び処分状況の写真等を監督員に提出するものとする。

### (遵守事項)

第7条 請負者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)を厳守するものとする。

## 7. 一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書

### (処理方法)

第1条 本工事から発生するアスファルト・コンクリート塊は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

### (処理計画)

第2条 請負者は、施工計画書にアスファルト・コンクリート塊の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名(産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。)を、また「指定工場」の名称(産業廃棄物処分業の許可番号を含む。)、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

### (取り壊し条件)

第3条 アスファルト・コンクリート塊の取り壊しは、縦・横の平均寸法が50cm未満の大きさに破砕すること。

### (運搬経路)

第4条 請負者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

### (運行管理)

第5条 請負者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (検査等)

第6条 請負者は、工事完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び処分状況の写真等を監督員に提出するものとする。

### (遵守事項)

第7条 請負者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)を厳守するものとする。

## 8. 一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書

### (処理方法)

第1条 本工事から発生する路盤廃材は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

### (処理計画)

第2条 請負者は、施工計画書に路盤廃材の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名(産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。)を、また「指定工場」の名称(産業廃棄物処分業の許可番号を含む。)、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

### (運搬経路)

第3条 請負者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

### (運行管理)

第4条 請負者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (検査等)

第5条 請負者は、工事完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び処分状況の写真等を監督員に提出するものとする。

### (遵守事項)

第6条 請負者は、処理に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)を厳守するものとする。

## 9. 一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書

### (委託処理の場合)

#### (処理方法)

第1条 本工事から発生する建設汚泥等は、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に委託するものとする。

#### (処理計画)

第2条 請負者は、施工計画書に建設汚泥等の処理計画を添付する。処理計画には、収集運搬業者名(産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。)、中間処理及び最終処分業者(処理及び処分場所、産業廃棄物処分業の許可番号を含む。)並びに処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

#### (運搬経路)

第3条 請負者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

#### (運行管理)

第4条 請負者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (検査等)

第5条 請負者は、工事完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び処分状況の写真等を監督員に提示するものとする。

#### (遵守事項)

第6条 請負者は、処理に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)を厳守するものとする。

## 10. 一般土木請負工事建設発生木材処理特記仕様書

### (処理方法)

第1条 本工事で発生する建設発生木材は、建設発生木材等の再資源化処理施設として川崎市に登録された工場（以下「指定工場」という。）に搬入しなければならない。

### (処理計画)

第2条 請負人は、施工計画書の作成に際し、処理計画に関する収集運搬業者名（許可番号を含む）、指定工場（許可番号を含む）及び処理方法と運搬経路を明記し、提出すること。

### (運搬経路)

第3条 運搬経路の設定に当たっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関等と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止に努めなければならない。

### (運行管理)

第4条 請負人は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運転が行われるよう必要な処置を講じなければならない。

### (検査等)

第5条 請負人は、工事完成時に、建設リサイクル法第18条に基づく再生資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

## 1 1. 過積載特記仕様書

請負人は、工事施行に伴う土砂、工事用資材等を運搬するダンプトラックの使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を尊重する。

第1条 積載重量制限を超えて土砂を積込まず、又積込ませないこと。

第2条 さし柵装置車、不表示車等に土砂を積込まず、又積込ませないこと。

第3条 過積載車両、さし柵装置車、不表示車等から土砂の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

第4条 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装置者、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

第5条 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利用を不当に害することのないようにすること。

第6条 請負人は、土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等を使用する時は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第11号）の目的に照らして、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。

第7条 以上のことにつき、元請建設業者は下請業者を十分指導すること。

## 12. 環境対策費特記仕様書

本工事における環境対策費は、工事現場における環境改善や、地域の融和など環境対策に必要な経費で、地域や一般社会の建設業に対するイメージを向上させることによって、公共工事の円滑な執行に資することを目的とする。したがって工事の施工に際しては、請負金額が200万円未満の場合は2項目以上、請負金額が200万円以上500万円未満の場合は3項目以上、請負金額が500万円以上の場合は5項目以上を実施しなければならない。ただし、原則として請負金額が2,500万円以上の場合は仮設関係2項目、安全関係1項目、営繕関係2項目、計5項目以上実施しなければならない。

なお、実施項目については、つぎの基準（別表）に基づき、分類及び実施する内容について監督員と協議のうえ決定し、それらを施工計画書に記載するとともに、実施状況を確認できる書類を監督員に提示し、検査時に提出すること。

別表 工事現場等の環境対策

分類	実施する内容
仮設関係	○施工のために必要な仮設備の環境対策 用水・電力等の供給設備、仮囲い、仮歩道マット、模様フェンス ○地域との融和に必要な環境対策 完成予想図、工法説明図、工事工程表、フラワーポット、見学路及び椅子の設置、ライトアップ、緑化の実施、デザイン工事看板（各種事業のPR看板も含む）、パンフレット、地域行事経費
安全関係	○施工のために必要な仮設備の環境対策 バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の安全施設、電光式標識の設置
営繕関係	○施工のために必要な仮設備の環境対策 現場事務所（食堂・休憩所も含む）、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫、監督員詰所、トイレの水洗化、デザインボックス等の設置 ○作業環境向上のために設置する施設 シャワーの設置、現場休憩所、ウォータークーラー、意見箱の設置、見学室、観葉植物、健康関連施設、備品等

（注意）上表において、施工のために必要な仮設備の環境対策は、その施設を設置するだけでは環境対策とはならず、それらを美装化することが環境対策となるので、その実施を検討すること。

ただし、仮歩道マット、模様フェンス、トイレの水洗化を除く。

### 1 3. 防食テープ覆装工事特記仕様書

#### 1-1-1 一般事項

##### 1 適用

この仕様書は、川崎市水道局が、請負により施工する地下埋設管、水管橋、橋梁添架管及び共同溝内の管外面の防食を目的とする、ブチルゴム系防食テープを使用して施工する防食工事に適用する。

##### 2 関連規格

この仕様書に定めのない事項については、次の規格によるものとする。

JIS Z 1901 防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ

JIS C 2107 電気絶縁用粘着テープ試験方法

SIS 5900 スウェーデン規格、塗装前鋼材表面処理基準

#### 1-1-2 材料

##### 1 規格

防食テープに使用するブチルゴム系防食テープは、ブチルゴム系合成ゴムを主体とした自己融着性の粘着材を、ポリエチレンの基材に肉厚に塗布し、テープ状にしたもので、弾力性を保ち、鋼面に良く密着し、鋼面の防食を長期にわたり保持できるものであること。

##### 2 種類

防食テープの種類は、設計図書に基づいた、ブチルゴム系防食テープで厚さ0.4mmを標準とし、露出等外部の条件により厚さ0.4mm以上のものを使用することとする。

##### 3 品質

品質は、表-1に適合するものとし、均一に巻かれ、等しく変形がなく、両端が平らで、折り目、傷、その他有害な欠点がないものでなければならない。

試験方法は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）の5によるものとする。ただし、体積抵抗率については、JIS C 2107（電気絶縁用粘着テープ試験方法）によるものとする。

##### 4 寸法

寸法は、表-2に適合するものであること。

試験方法は、JIS Z 1901（防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ）の5によるものとする。

##### 5 プライマー

プライマーは、ブチルゴム等を主成分とした溶液状のもので、鋼面等になじみやすく、かつ塗りやすく加工したものであること。

##### 6 充填材

充填材は、ブチルゴムを主成分とし、粘土状、又はテープ状に加工したもので、間隙の充填、異形部の成形のために使用できるものであること。

表-1 品質

項目		特性	
引張り強さ (N/25mm巾)	常態時	39.0	
	温水浸漬後	39.0	
伸び (%)	常態時	400.0	
	温水浸漬後	300.0	
粘着力 (kg)	試験板	常態時	0.3
		温水浸漬後	0.2
	自背面	常態時	0.3
		温水浸漬後	0.2
体積抵抗率 (Ω-cm)		1.0 × 10 <sup>15</sup>	
pHの変化		±0.1	
耐熱性		+70℃	フィルム及び粘着材は、ともに変色及び溶出しないこと。 また、粘着材がテープの接着面からはがれて背面に移行しないこと。
耐寒性		-20℃	フィルムが切れたり、フィルムや粘着材に亀裂が生じたり、粘着材がテープの粘着面からはがれて背面に移行しないこと。 また、粘着性が消失しないこと。

表-2 寸法 (標準)

項目	基準寸法		許容差
厚さ (mm)	0.4	基材 (ポリエチレン)	0.12
		粘着材 (ブチルゴム)	0.28
幅 (mm)	25		±1.0
	50以上		±2.0
長さ (m)	10		+1.0 0

### 1-1-3 防食工事の施工

#### 1 素地調整

請負人は、素地調整について、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 手動工具、又は動力工具により錆、劣化塗膜を除去し、鋼面を露出させる。ただし、劣化していない塗膜（活膜）は残しても良い。なお、ケレンは3種ケレン以上とすること。
- (2) 素地調整結果について、SISのSt-2以上に対応するものでなければならない。
- (3) 湿気、水分、油脂分及び汚れ等のある素地面は、ウェス等で十分に拭き取ること。
- (4) 鋭利な突起物などがある場合には、ディスクサンダー等を用いて完全に除去すること。
- (5) 浮錆、ゴミ、汚れ、異物、土砂などの表面付着物はワイヤーブラシ、スクレーパー、ケレンハンマー、ケレン棒などの手動工具を用いて完全に除去すること。  
なお、素地面及び塗装面を不必要にたたいたりして損傷を与えないこと。
- (6) 素地調整は、切口、かど、特にボルトの頭部、溶接部などに十分な処理を施すこと。

#### 2 請負人は、下塗材（ペースト、プライマー）の塗布については、次の各号の規定によるものとする。

- (1) 下塗材の塗布は素地調整後できるだけ早く行い、プライマーの場合は十分乾燥させること。
- (2) 下塗材は、手又はウェス、ゴムベラ、ローラー刷毛、スプレーにて適正量（100～300 g/m<sup>2</sup>標準）を均一に塗布するものとし、塗りすぎ、塗り残しがあってはならない。
- (3) 請負人は、有機溶剤含有の下塗材（プライマー）の使用にあたっては、火気厳禁とし、換気状態の悪いときは、換気装置、保護マスクを使用することとし、労働安全衛生法、同法施行令、及び有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等関連法規を遵守しなければならない。

#### 3 請負人は、充填材（マスティック等）の施工にあたっては、つぎの各号の規定によるものとする。

- (1) メカニカル継手部、フランジのボルトナット部、異形部、溶接ビード部等の凹凸部及び間隙部には、充填材を適切な大きさに成形し、手のひら、指、又はコテなどを用いて空隙の生じないように完全に充填すること。
- (2) 充填材は平滑に仕上げること。

#### 4 請負人は、防食テープの施工にあたっては、つぎの各号の規定によるものとする。

- (1) 巻き始め部分を管表面に良く貼付けた後、施工面にテープが密着するように引張りながら、規定のラップ幅で巻き付けること。
- (2) 巻き付け後、テープ表面を手で十分になでつけ、内部に残存する空気を抜くとともにピンホールをなくし、かつ施工面を十分密着させること。
- (3) テープの巻き始めと巻き終わりには、捨て巻きを1周行うものとする。
- (4) T字管、メカニカル継手、フランジ、バルブ、サポート等でテープ巻き、被覆ができないものについては、あらかじめ適切な大きさに裁断したテープを貼付け、十分に密着させること。
- (5) 水管橋橋台部等コンクリート貫通部分の施工については、管周囲のコンクリートをはつり、管部分に完全な防食テープの施工を行うこととする。  
なお、はつり部分の補修については密着性と耐久性のある材料を使用し、充填は完全に行い、表面は平滑にすること。

## 5 テープ使用量

請負人は、テープ使用量について、ラップ率は50%を標準とし、次式により概算使用量を求めるものとする。

$$\text{テープ使用量 (m)} = \frac{\text{管外径 (mm)} \times 3.14 \times \text{管長 (m)}}{\text{テープ幅 (mm)} - \text{※ラップ幅 (mm)}}$$

※ラップ幅 (mm) = テープ幅 (mm) × ラップ率

上式により求めた防食テープの使用量を表-3に示す。

表-3 防食テープ1m当たり標準使用量

呼び径	外径 (mm)	防食テープm当たり標準使用量 (m)				標準使用テープ幅 (m)
		幅75mm	幅100mm	幅150mm	幅200mm	
80	89.1	7.4	5.6	3.7	2.8	75mm
100	114.3	9.5	7.2	4.8	3.6	100mm
150	165.2	13.8	10.3	6.9	5.2	150mm
200	216.3	18.1	13.5	9.1	6.7	150mm
250	267.4	22.3	16.7	11.3	8.4	150mm
300	318.5	26.6	20.0	13.3	10.0	150mm
350	355.6	29.7	22.3	14.8	11.2	150mm
400	406.4	34.0	25.5	17.0	12.7	150mm
450	457.2	38.2	28.7	19.1	14.3	150mm
500	508.0	42.5	31.9	21.3	15.9	150mm
600	609.6	51.0	38.2	25.5	19.1	150mm
700	711.2	59.5	44.6	29.8	22.3	150mm
800	812.8	68.0	51.0	34.0	25.5	150mm
900	914.4	76.5	57.4	38.3	28.7	150mm
1,000	1,016.0	85.0	63.8	42.5	31.9	200mm
1,100	1,117.6	93.5	70.2	46.7	35.1	200mm
1,200	1,219.2	102.0	76.5	51.0	38.2	200mm
1,350	1,371.6	114.8	86.1	57.4	43.0	200mm
1,500	1,524.0	127.6	97.5	63.8	47.8	200mm
1,600	1,625.6	136.1	102.0	68.0	51.0	200mm
1,800	1,828.8	153.1	114.8	76.5	57.4	200mm

## 6 標準施工図

(1) 直管部の施工は、図-1によるものとする。

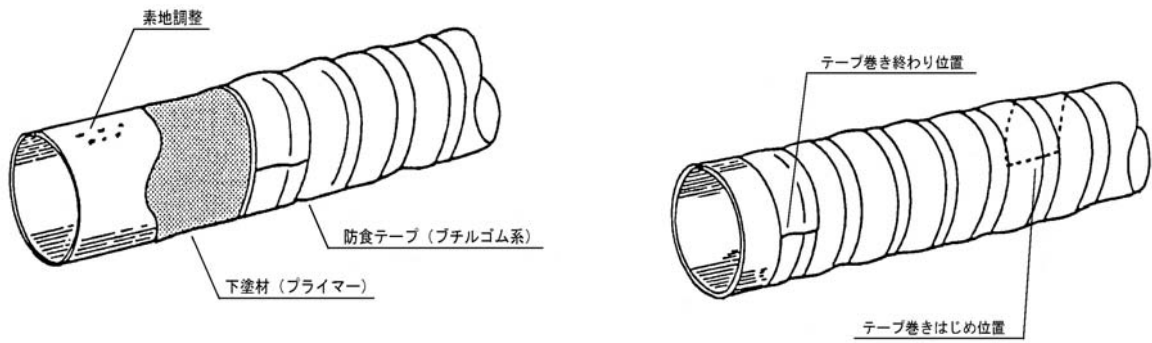


図-1 直管部の施工

(2) 曲管部の施工は、図-2によるものとする。

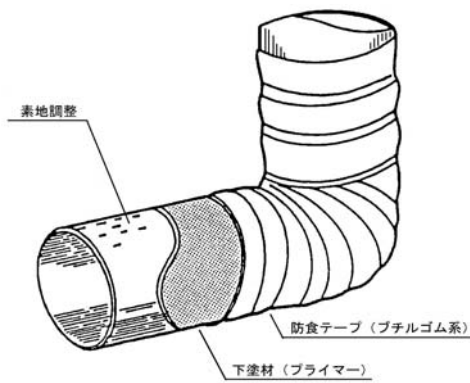


図-2 曲管の施工

(3) T字管部の施工は、図-3によるものとする。

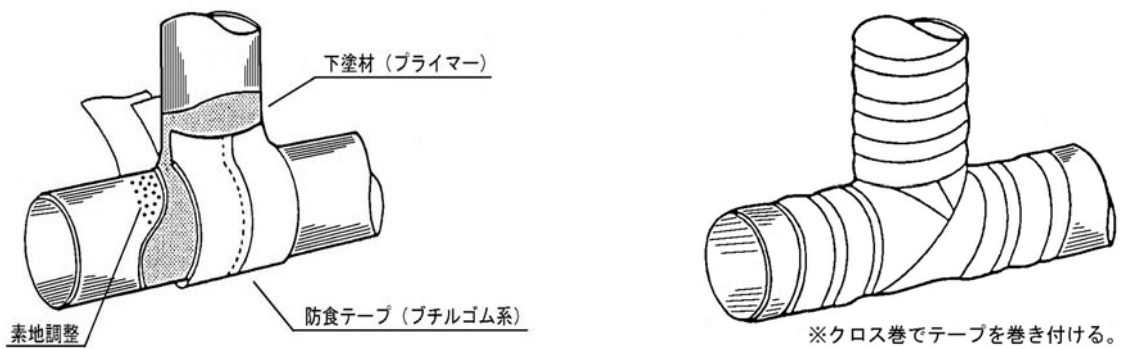


図-3 T字管部の施工

(4) フランジ部の施工は、図-4によるものとする。

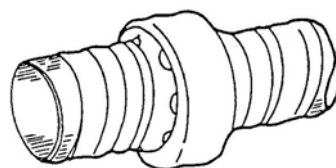
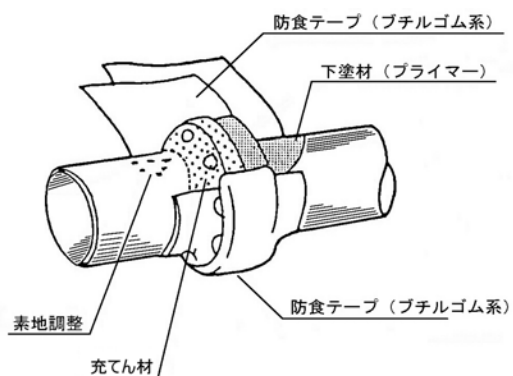


図-4 フランジ部の施工

(5) サポート部の施工は、図-5によるものとする。

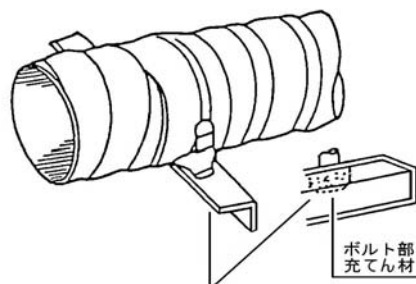
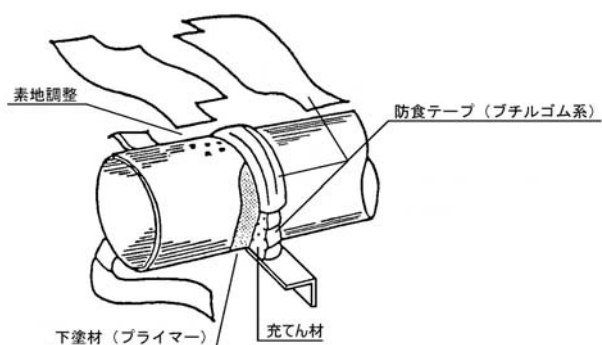


図-5 サポート部の施工

(6) 人孔蓋部の施工は、図-4 フランジ部の施工に準拠するものとする。

## 1 4. 舗装工事出来形管理特記仕様書

### 1 目的

本仕様書は、舗装工事の的確な出来形管理を実施することを目的とする。

### 2 適用

本仕様書は、川崎市水道局が、請負により施工する舗装工事の出来形管理に適用する。

### 3 管理の実施

- (1) 出来形の管理は、設計値を目標として行うものとし、個々の測定値は規格値を満足するものとする。
- (2) 出来形の測定は、施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施する。
- (3) 請負人は、設計値と測定値が対比できるよう記録した出来形管理表を作成するものとする。
- (4) 請負人は、出来形が規格値をはずれた場合、改善策をたて、監督員に報告の上、措置についての指示を受けるものとする。

### 4 管理項目及び規格値等

工種	測定項目	規格値			測定基準(中規模以上工事)
		個々の測定値		10個の測定値の平均(X10)	
		中規模以上	小規模以上	中規模以上	
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線100m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。
	厚さ	-45		-15	
	幅	-50		—	
アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒調路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所割に測定。厚さは、各車線100m毎に1箇所を掘り起こして測定。
	幅	-50		—	
アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に1箇所割に測定。厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。
	幅	-50		—	
アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1箇所割に測定。厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。
	幅	-25		—	
アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1箇所割に測定。厚さは、500㎡に1個の割でコアを採取して測定。
	幅	-25		—	
	平坦性	3mプロフィールメータ(σ)2.4mm以下長読式(足付き)(σ)1.75mm以下			

工種	測定項目	規格値			測定基準(中規模以上工事)
		個々の測定値		10個の測定値の平均(X10)	
		中規模以上	小規模以上	中規模以上	
コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高	±4	±5	—	基準高は、延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線100m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。
	厚さ	-45		-15	
	幅	-50		—	
コンクリート舗装工 (粒調路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。厚さは、各車線100m毎に1箇所を掘り起こして測定。
	幅	-50		—	
コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。厚さは、1000㎡に1箇所割でコアを採取、もしくは掘り起こして測定。
	幅	-50		—	
コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。厚さは、1000㎡に1箇所割でコアを採取して測定。
	幅	-25		—	
コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-9	-12	-3	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線100m毎に水糸、またはレベルにより1測線当たり横方向に3箇所以上測定。幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。平坦性は、各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。
	幅	-25		—	
	平坦性	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高	±50		—	基準高は、片側延長40m毎に1箇所割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、片側延長40m毎に1箇所割で測定。
	厚さ	t < 15cm	-30	-10	
		t ≥ 15cm	-45	-15	
幅	-100		—		
歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9		-3	幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。厚さは、片側延長100m毎に1箇所コアを採取して測定。
	幅	-25		—	

注) 基準高と平坦性は道路築造等を行った場合に実施する。

## 5 出来形の合格判定

高さ及び幅については、個々の測定値が合格判定値以内になければならない。

厚さは、個々の測定値10個に9個以上の割合で合格判定値以内にあるとともに、10個の測定値の平均(X10)が合格判定値内になければならない。

ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は、測定値の平均値は適用しない。

## 6 小規模以下工事

小規模以下工事の測定基準は、原則として中規模以上工事に準ずるが、現場状況に応じ監督員の指示で実施するものとする。

## 7 提出書類

請負人は、出来形管理基準により管理し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表の他に舗装面積求積図を提出しなければならない。

## 1 5 . 簡易排水設備設置工特記仕様書

### 第1条 一般事項

- 1 本仕様書は、行き止まり道路等における配水管布設工事において、洗浄排水等を目的とした管末装置である「簡易排水設備（以下、設備という。）」を設置する場合に適用する。
- 2 請負人は、本設備設置工の施行に際しては、原則として「給水装置設計施行指針（以下、施行指針という。）」に準拠するものとする。
- 3 請負人は、配管作業に川崎市水道局指定給水装置工事事業者を充てなければならない。
- 4 材料調達は、請負人が行うものとする。

### 第2条 配管

- 1 請負人は、本設備の設置に際して、材質等が水道水質に影響を及ぼさないこと、内外圧に対し十分な強度を有すること、漏水等が生じない構造等を考慮して施工しなければならない。
- 2 請負人は、布設工において管末に設置する鋳鉄管乙口に K 形管帽 φ75 mm（鋳鉄管用）を接合し、これを用いて鋼管 φ50mmにて配管を行い、止水用のレバー式ボールバルブ φ50 mm及び排水口の消火栓金口 φ65 mmを設置しなければならない。
- 3 請負人は、材料の選定に際して、次の点に注意しなければならない。
  - (1) 配管材料は、原則として、次の規格に準拠するものとする。  
なお、埋設部については、内外面被覆鋼管を使用しなければならない。  
JWWA K 116 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管  
JWWA K 150 水道用ライニング鋼管用管端防食形継手
  - (2) レバー式ボールバルブは、口径 φ50 mm・フルボア（継手口径とボール部が同口径のもの）を使用しなければならない。  
なお、水道施設の技術的基準を定める省令において規定されている水質基準に適合するものを使用しなければならない。
  - (3) 消火栓金口は、金口口径 φ65 mm（町野式接手×テーパードネジ）を使用しなければならない。
- 4 請負人は、配管接合を施行する際には、管端防食コア内蔵継手等を用いて、適切な管端防食処理を行わなければならない。  
また、埋設部については、必要に応じて、外面防食処理を行わなければならない。

### 第3条 筐設置

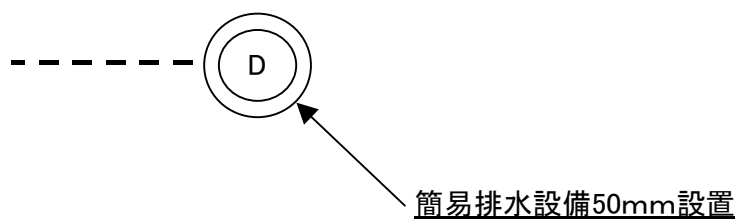
- 1 請負人は、本市が指定する「簡易排水設備筐」を設置しなければならない。  
また、材料規格については、本市が定める「排水設備等円形鉄蓋」及び「レジンコンクリート排水設備等ボックス」とし、原則として、「川崎市水道局給・配水用器材等審査委員会（以下、委員会という。）」において承認されたものでなければならない。
- 2 請負人は、局職員が本設備の使用を考慮して、支障とならないように筐及び鉄蓋の設置を行わなければならない。  
また、設置箇所を十分に転圧を行い、且つ、砕石等を用いて、筐体の沈下防止を行わな

ければならない。

#### 第4条 その他

1 請負人は、本設備を設置箇所のオフセットを工事完成図に記載しなければならない。

なお、工事完成図への図示については、次のとおりとする。



2 本設備の設置にあたって、疑義が生じた場合は、局監督員と協議するものとする。

## 16. 工事記録写真電子納品特記仕様書

### 第1条 電子納品

本工事は、工事記録写真を電子データ化して提出することができる。  
ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、決定するものとする。

### 第2条 対 象

工事記録写真とは、「川崎市水道局工事標準仕様書 附則 工事記録写真」において、請負人が提出することが定められているものをいう。

### 第3条 作 成

電子データ化にあたっては、国土交通省で定める「工事完成図書の電子納品要領(案)」及び「デジタル写真管理情報基準(案)」に準拠しなければならない。

### 第4条 提 出

- 1 「工事完成図書の電子納品要領(案)」に記載された項目のうち、工事写真データを格納した電子媒体を2部提出すること。
- 2 電子媒体についてはCD-Rとし、表記規則については「工事完成図書の電子納品要領(案)」に準拠しなければならない。ただし、電子媒体表面デザイン及び明記項目については局指定のものとする。

### 第5条 その他

その他、必要な事項については、監督員と協議の上、決定するものとする。